

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p><u>7 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～6 (略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p><u>7 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～6 (略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号

改正案	現行
<p>別紙様式第2号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第2号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行
<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 ( 年 月 日から )</p> <p style="text-align: center;">( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>7 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 ( 年 月 日から )</p> <p style="text-align: center;">( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～6 (略)</p> <p><u>7 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～6 (略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行
<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書            ( 年 月 日から            年 月 日まで )            銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所            銀行 支店            代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)            (記載上の注意)            1～4 (略)  <u>5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書            ( 年 月 日から            年 月 日まで )            銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所            銀行 支店            代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)            (記載上の注意)            1～4 (略)            (新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">銀行 支店</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>



○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行
<b>別紙様式第5号</b> (第18条第3項関係) (日本工業規格A4) 中間連結業務報告書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで ) 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第1・第2 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行(特例企業会計基準等適用法人等である銀行を除く。)にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 6 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、 <u>記載を省略することができる。</u> 第1 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで ) 中間事業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る連結自己資本比率] (略) (記載上の注意) 1～7 (略) 8 特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、 <u>当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。</u> [資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率] (略) [国内基準に係る連結自己資本比率] (略)	<b>別紙様式第5号</b> (第18条第3項関係) (日本工業規格A4) 中間連結業務報告書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで ) 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次 第1・第2 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) 5 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 (新設) 第1 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで ) 中間事業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る連結自己資本比率] (略) (記載上の注意) 1～7 (略) (新設) [資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率] (略) [国内基準に係る連結自己資本比率] (略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結財務諸表の作成方針 銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 (1)～(3) (略) <u>特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、中間連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の中間連結財務諸表(注記を含む。)に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結財務諸表の作成方針 銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 (1)～(3) (略) (新設)</p> <p>2～5 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) <u>5 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (略) (記載上の注意) 1～7 (略) <u>8 特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。</u></p> <p>〔資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率〕 (略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) <u>6 特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p>	<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">株式会社 銀行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意) 1～4 (略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (略) (記載上の注意) 1～7 (略) (新設)</p> <p>〔資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率〕 (略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行
<p>1 連結財務諸表の作成方針 銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 (1)~(4) (略) <u>特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の連結財務諸表(注記を含む。)に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。</u></p> <p>2~5 (略)</p>	<p>1 連結財務諸表の作成方針 銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 (1)~(4) (略) (新設)</p> <p>2~5 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行
<p><b>別紙様式第8号</b> (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」(それぞれ注記を含む。)を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2(13)に掲げる事項は、常に注記すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準に従った「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」(当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がない場合にあつては、これらに類する記載)を要約して、この様式第2中の記載事項を記載するものとする。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意1(4)に掲げる事項は、常に注記すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p><b>別紙様式第8号</b> (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」(それぞれ注記を含む。)を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意2(19)に掲げる事項は、常に注記すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 決 算 公 告(要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準に従った「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」(当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がない場合にあっては、これらに類する記載)を要約して、この様式第2中の記載事項を記載するものとする。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意1(4)に掲げる事項は、常に注記すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 決 算 公 告(要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行
<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <math>\left[ \begin{array}{ccc} \text{年} &amp; \text{月} &amp; \text{日から} \\ \text{年} &amp; \text{月} &amp; \text{日まで} \end{array} \right]</math> 事業報告</p> <p>(記載上の注意)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 <math>\left[ \begin{array}{ccc} \text{年} &amp; \text{月} &amp; \text{日から} \\ \text{年} &amp; \text{月} &amp; \text{日まで} \end{array} \right]</math> 事業報告</p> <p>(記載上の注意)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況 〔銀行の状況について記載する場合〕</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)</p> <p>第 期 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 事業報告</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況</p> <p>[銀行の状況について記載する場合]</p> <p>(略)</p> <p>[企業集団の状況について記載する場合]</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)</p> <p>第 期 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 事業報告</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況</p> <p>[銀行の状況について記載する場合]</p> <p>(略)</p> <p>[企業集団の状況について記載する場合]</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>2～5 (略)</p>



○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第11号

改正案	現行
<p>別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 <math>\left[ \begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math></p> <p style="text-align: center;">銀 行 持 株 会 社 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行持株会社(特例企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。)にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p>6 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、<u>記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 中 <math>\left[ \begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 中間事業概況書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。</u></p> <p>〔資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率〕 (略)</p> <p>〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (略)</p>	<p>別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中 間 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 中 <math>\left[ \begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math></p> <p style="text-align: center;">銀 行 持 株 会 社 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行持株会社にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第 1 第 期 中 <math>\left[ \begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 中間事業概況書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略) (新設)</p> <p>〔資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率〕 (略)</p> <p>〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第11号

改正案	現行
<p>(記載上の注意)            1～5 (略)  <u>6 特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結財務諸表の作成方針            銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。            (1)～(3) (略)  <u>特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、中間連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の中間連結財務諸表(注記を含む。)に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(記載上の注意)            1～5 (略)            (新設)</p> <p style="text-align: center;">第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結財務諸表の作成方針            銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。            (1)～(3) (略)            (新設)</p> <p>2～5 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案	現行
別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係) (日本工業規格A4)
<p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 ( 年 月 日から )</p> <p style="text-align: center;">( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">銀 行 持 株 会 社 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">会 社 名</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 ( 年 月 日から )</p> <p style="text-align: center;">( 年 月 日まで ) 事業概況書</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 連結自己資本比率の状況</p> <p>[国際統一基準に係る連結自己資本比率]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>8 特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。</u></p> <p>[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>[国内基準に係る連結自己資本比率]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 特例企業会計基準等適用法人等にあつては、本表中の項目等によらず、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 ( 年 月 日から )</p> <p style="text-align: center;">( 年 月 日まで )</p> <p style="text-align: center;">銀 行 持 株 会 社 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">会 社 名</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 ( 年 月 日から )</p> <p style="text-align: center;">( 年 月 日まで ) 事業概況書</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 連結自己資本比率の状況</p> <p>[国際統一基準に係る連結自己資本比率]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>[国内基準に係る連結自己資本比率]</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1 連結財務諸表の作成方針 銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 (1)~(4) (略) <u>特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の連結財務諸表(注記を含む。)に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。</u></p> <p>2~5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 連結財務諸表の作成方針 銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。 (1)~(4) (略) (新設)</p> <p>2~5 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第13号

改正案	現行
<p>別紙様式第13号 (第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」(それぞれ注記を含む。)を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意2(13)に掲げる事項は、常に注記すること。</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準に従った「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」(当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がない場合にあつては、これらに類する記載)を要約して、この様式第2中の記載事項を記載するものとする。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意1(4)に掲げる事項は、常に注記すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第13号 (第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第13号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」(それぞれ注記を含む。)を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意2(19)に掲げる事項は、常に注記すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 決 算 公 告(要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準に従った「連結貸借対照表」及び「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」(当該企業会計の基準において「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」又は「連結損益及び包括利益計算書」がない場合にあっては、これらに類する記載)を要約して、この様式第2中の記載事項を記載するものとする。ただし、「連結貸借対照表」中の記載上の注意1(4)に掲げる事項は、常に注記すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 決 算 公 告(要旨)</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第14号

改正案	現行
<p>別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係)</p> <p>第 期 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 事業報告</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>1 当社の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況</p> <p>[銀行持株会社の状況について記載する場合]</p> <p>(略)</p> <p>[企業集団の状況について記載する場合]</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2～12 (略)</p>	<p>別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係)</p> <p>第 期 <math>\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]</math> 事業報告</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>1 当社の現況に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財産及び損益の状況</p> <p>[銀行持株会社の状況について記載する場合]</p> <p>(略)</p> <p>[企業集団の状況について記載する場合]</p> <p>イ 企業集団の財産及び損益の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2～12 (略)</p>